

長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいな まちをつくる条例の現状と課題について

経過

時期	主な事柄
平成21年 7月	長野商工会議所・長野商店会連合会・長野青年会議所（以下「同3者」という。） 「たばこのポイ捨て・ゴミのポイ捨て禁止条例及び路上・歩行喫煙の禁止条例の制定」について市長要望書提出
平成21年 9月	同3者 請願の提出 市議会 請願採択
平成22年12月	長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例（案）議決 資料1-2 資料1-3
平成23年 4月	条例施行
平成27年10月	同3者「長野駅善光寺口の駅前広場への喫煙場所の設置及び喫煙場所の周知」について市長要望書提出
平成29年 6月	同3者「灰皿設置箇所以外での路上・歩行喫煙禁止条例制定」について市長および市議会議長へ要望書提出

現状の施策及び分析

1 環境美化及びポイ捨て防止対策（条例第3条）

（1）環境美化キャンペーンにおける呼びかけ

クリーン長野運動推進本部等と協力して、6月の環境月間及び年2回のゴミゼロ運動実施月を中心に懸垂幕や市内を循環する路線バスにバスエプロンを掲出している。

また、広報ながのやトイゴビジョン等でポイ捨て禁止を呼びかけている。

（2）路面表示シートの貼付

主に中心市街地における環境美化を推進するため、「ポイ捨て禁止」の路面表示シートを作成し、歩道上に設置している。

長野駅前から権堂までのエリアに 93 枚

篠ノ井駅周辺に 2 枚

合計 95 枚



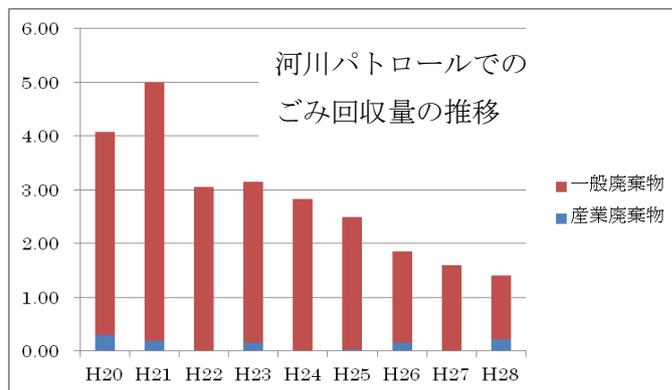
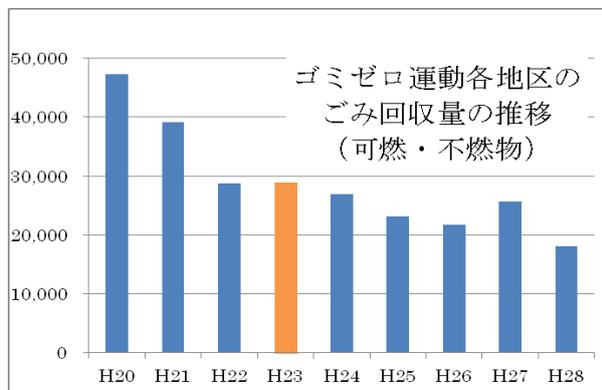
2 散乱ごみ対策（条例第3条、第4条、第7条）

（1）ゴミゼロ運動の実施

クリーン長野運動推進本部等と協力して、全市的な環境美化運動として、春と秋の年2回実施している。また、市内の各地区でも、このゴミゼロ運動の日を中心に、地区の実情に合わせて実施している。

(2) 河川パトロールの実施

信濃川を守る協議会では、信濃川水系の水辺環境の美化啓発を春と秋の年2回河川パトロールを実施している。



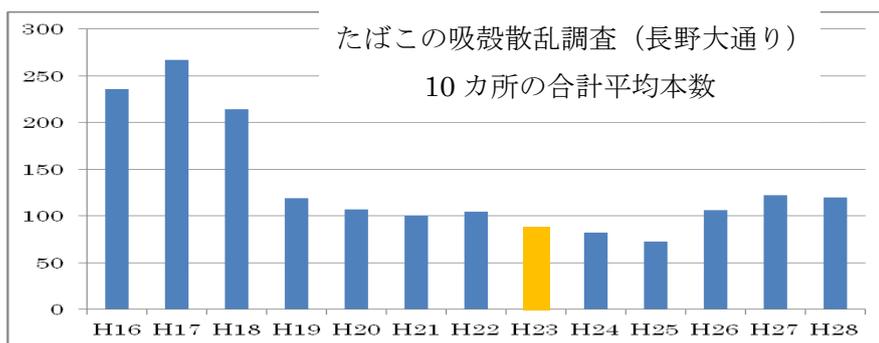
市民はじめ事業所や団体等の皆さんの環境美化に対する意識の高まりが何え、徐々にごみの回収量は減少しており、「捨てられにくい環境づくり」が進んでいる。

3 たばこの吸殻散乱調査 (条例第7条、第8条)

平成8年7月から毎月1回、長野大通り〔調査区間：長野駅前～権堂の交差点 (10カ所)〕において、たばこの吸殻散乱調査を行っている。

☆ポイ捨て本数の月平均

■平成17年度 267本 → 平成23年度 84本 → 平成28年度 120本



☆灰皿設置前後の状況調査

平成 20 年度、長野駅東口に灰皿を設置した際の設置前後の吸殻のポイ捨て調査を実施した。

■東口ロータリーの吸殻のポイ捨て数 設置前 200 本以上 → 設置後数本

ポイ捨て数は改善され、喫煙者は灰皿の前で一服するなどマナーの向上が伺えた。

たばこの吸殻等のポイ捨てについては、条例制定前と比較すると減少しているが、ここ数年も増加傾向にある。

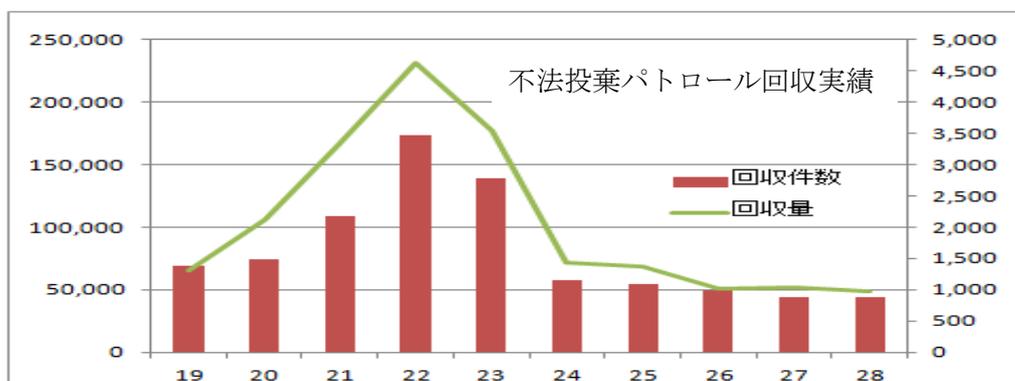
長野駅東口の調査によれば、灰皿の設置によりポイ捨てが減ったことから路上喫煙に対する喫煙者のマナーも以前と比較して向上していると考えられる。

しかし、近年、喫煙場所（灰皿の設置）が減少していることもポイ捨てが増加している要因と考えられる。

4 家庭ごみ等の不法投棄防止対策（条例第9条）

不法投棄対策を平成 9 年度から職員による週 2 回のパトロールを実施。その後民間委託によるパトロールや監視カメラの設置など対策を強化し、平成 24 年度からは長野シルバー人材センターに委託し、週 5 日巡回パトロールを行っている。

- (1) パトロール・回収
- (2) 不法投棄禁止看板、防止ネット、監視カメラの設置
- (3) 警察、国・県等道路・河川管理者と連携した摘発（個人特定・通報）
- (4) 法令・条例による取り締まり



不法投棄物の回収量及び回収件数は減少傾向である。

主に市民の関心が高まり通報件数が増加したことや、パトロール・回収を強化したことによるものと考えられる。

5 犬のふん被害防止対策（条例第 10 条）

犬に関する苦情は、放し飼い、無駄ぼえ、フン害など多岐にわたっており、フン害のみを特別に扱うことはできないため、マナー向上のための指導、啓発を行っている。

- (1) 飼い主への指導

動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主の適正な飼養についての指導等に努めている。

(2) 啓発看板の配布

市保健所生活衛生課で啓発看板（動物愛護会製作）を1人3枚まで無償配布している。

(3) 啓発用チラシの回覧

飼い主へ適正な飼養を促すため、地区で希望がある場合は、フン害防止啓発用チラシを配布し、回覧している。

犬に対する苦情は、多岐にわたっており、フン害のみを特別に扱うことはできない。

なお、フン害対策について、啓発看板の設置箇所では被害が減少するなど、一定の効果が
出ている。また、悪質な事例には、県条例に罰則が設けられるなど、取り締りが強化されて
いる。

現在、フン害については施設管理者と協議を行うほか、放置している人物が特定される場
合は、訪問し話しをするなど対応しており、市独自で罰則規定を設けるほどの被害状況では
ないと感じている。

現行条例に関わる課題

- 1 環境美化に対する意識の高まりが伺え、「捨てられにくい環境づくり」が進み、ポイ捨て
ごみ等の回収量は減少しているが、たばこの吸い殻ごみについては増加傾向にある。

また、2020年東京五輪・パラリンピックに向けて、健康増進法の改正を進めており、屋内
での受動喫煙防止策が強化され、路上喫煙およびたばこの吸い殻ごみの散乱が助長される恐れ
があることから、より厳格な規定を定める必要がある。

- 3 喫煙者のモラルに頼るだけでは限度があり、より厳格な規定を定める必要がある。
- 4 現行条例において、市民等の責務を明記しているが、抽象的で具体的な行動につながりにく
いため、よりわかりやすく具体的に明記する必要がある。

関係法令・条例等

1 ゴミのポイ捨て、家庭ゴミ・粗大ゴミ・廃家電の不法投棄

罰則規定あり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）、軽犯罪法、道路法、道路交通法、河川法施行令、自然公園法、都市公園法、県立自然公園条例、市都市公園条例	
罰則規定なし	禁止	長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「市廃掃条例」）
	努力義務	

2 喫煙

罰則規定あり	消防法	
罰則規定なし	禁止	市火災予防条例
	努力義務	健康増進法、厚生労働省健康局長通知

3 犬のフン

罰則規定あり	長野県動物の愛護及び管理に関する条例
--------	--------------------

「ゴミのポイ捨て」、「家庭ゴミ・粗大ゴミ・廃家電の不法投棄」、「犬のフン」については、関係法令・条例で悪質な行為に対して罰則が適用されるようになっている。なお、「喫煙」については、市が指定する文化財では喫煙が禁止されており、受動喫煙による健康上の影響が明らかである屋内等の公共的な空間での喫煙の規制に努力義務が課されている。

中核市・県内の状況

1 中核市（29市 ポイ捨て又は路上喫煙について条例を制定している）

（1）規制内容

- ・ポイ捨て等の禁止 25市（うち罰則規定 20市）
- ・路上喫煙禁止 27市（うち罰則規定 18市）
- ※ポイ捨て等防止等の禁止＋路上喫煙禁止 同一条例 19市

（2）条例施行に伴う経費

広報費（ポスター、チラシ、路上ステッカー、ポケットティッシュなど）
人件費（巡回パトロール等）、灰皿清掃委託、看板・表示等設置・修繕 など
年間維持経費 約1,200万円

（3）規制する地域

- ・区域指定あり 24市

（4）規制時の対応等

- ・巡回員による巡回（主に警察OB、シルバー委託）
- ・灰皿設置による喫煙場所確保
- ・携帯用灰皿の保持等の努力義務を規定
- ・空き缶等回収容器の設置義務を規定

2 県内他市

松本市・上田市・千曲市・須坂市・小諸市・佐久市・大田市・塩尻市・諏訪市・岡谷市・飯田市の11市で制定している。

(1) 規制内容

- ・ポイ捨て等の禁止 11市（うち罰則規定 7市）
- ・喫煙に対する規制 6市（うち罰則規定 0市）
- ※ポイ捨て等の禁止+路上喫煙禁止が同一条例 5市

(2) 規制する地域

- ・区域指定あり 6市（道路1件・区域6件）

(3) 効果

- ・全市とも罰金の適用事例がなく定点調査及び数値データや意識調査等の実績がなく効果について検証できるものはない。
- ・不法投棄の減少や住民が自らごみ拾いを行うなど、意識の変化は見られ一定の効果はあったと感じてる。